

南砺市農業委員会第1回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 7月 20日
- 2.開会時刻 令和 5年 8月 3日 午後1時57分
- 3.閉会時刻 令和 5年 8月 3日 午後3時28分
- 4.場 所 南砺市役所別館 3階大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	欠	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	欠
10	北島 直道	欠	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 報告第1号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日ご出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

先月の7月12日、13日に線状降水帯ということで、南砺市のほうから砺波市小矢部市のほうもそうなんですけど、かなり大きな被害が出ております。南砺市の方では今200か所、農地と施設を別々にして延べ200か所以上の被害が出ております。現地を確認しながら対応をしていきたいと考えております。早急な復旧を目指しまして、これから取り組んでいきたいと思っていますので、ご理解のほどお願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中17名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長

連日の猛暑で大変暑い中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。消防庁の資料では、熱中症で救急搬送された方が7月24日から30日のたった1週間で、全国で1万1千人を超えたという状況でありまして、とりわけ私も農業に携わる仕事では屋外での作業が多いということで、炎天下の中で熱中症を避けて命と健康を守っていただきたいなというふうに思っております。こまめな休憩、水分・塩分補給に加えて日頃からの体調チェックにも十分気をつけていただきたいと思っています。本日は第1回総会ということで、自由に発言いただいかつ円滑な進行にご協力いただきたいと思っています。よろしくようお願いいたします。

会長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は1番委員、3番委員の2名の方よろしくようお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、

事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第1号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回4件の申請がありました。面積は 田 1,273 m² 畑 479 m² 合わせて 1,752 m²です。

受付番号1番です。

申請地の隣にある譲渡人〇〇〇〇さんの実家は空き家になっており、現在県外にお住まいの譲受人〇〇〇〇さんが購入して9月に移住される予定です。購入予定の空き家に隣接する農地で、今後野菜の栽培を行うために今回申請されたものです。

受付番号2番です。

申請地の隣にある譲渡人〇〇〇〇さんの実家は空き家になっており、現在県外にお住まいの譲受人〇〇〇〇さんが購入して9月に移住される予定です。購入予定の空き家に隣接する農地で、今後野菜の栽培を行うために今回申請されたものです。

受付番号3番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは市外に居住しており耕作できないため、地元にいる譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号4番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは婿に入って近くにお住まいなのですが、実家を継ぐものがいなくて近所にお住まいの譲渡人がずっと管理していました。このたび、本市出身でずっと県外にお住まいの譲受人〇〇〇〇さんが、年もとってきたので生まれ育った故郷に戻ってきたいと空き家を購入して9月に移住されることとなり、購入予定の空き家に隣接する申請地で、今後野菜の栽培を行いたいということです。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

もし移住してこなかったどうするのか。

事務局

移住してこられなかったらどうするのか、内部でも議論されたところでありまして、例えば誓約書をもらわなくてもいいのかという話もあったのですが、県のほうに相談しました

ところ、誓約書まではもらわなくてもいいのではないかと、ただ、いつ移住する予定かは確認しておいたほうが良いという助言をいただきました。なので、さきほど説明の中でも移住予定時期を説明させていただいたところでもあります。もし、承認されて許可が出たのに、いつまでも移住してこないような場合は、事情をお聞きして、今後の見込みを再度確認する必要はあると思います。その中で移住の予定がなくなったということになれば、許可の取消しもあり得るかと思います。

〇〇委員 移住してくるのはありがたいことだけど、来ない場合もあるからね。

事務局 そうですね。皆さんが心配される気持ちもよく分かります。移住の時期を確認して、まだまだ先だった場合どうするのかとかいろいろありますが、あまり厳しいことを言いすぎて、せっかく南砺市に来たいという移住希望者の気持ちを削いでしまってもどうなのかという部分もありまして、そこら辺は柔軟に対応していく必要があるのかなと思っています。

〇〇委員 わかりました。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 今の話ですが、過去に移住しますということで許可を得たが、結果的には移住されずに許可が取消しになった場合はあるわけですか。

事務局 みなさん移住してこられているので、取消しになったものはないです。

〇〇委員 ないんですね。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 2 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 4 件の申請があり、すべて田で 716 ㎡ です。

住宅敷地(市道拡幅代替地)	2 件	田	3 筆	214 ㎡
塗装作業場敷地(市道拡幅代替地)	1 件	田	2 筆	108 ㎡
住宅敷地	1 件	田	1 筆	394 ㎡
計	4 件		6 筆	716 ㎡

受付番号 1 から 3 番です。

1 から 3 番については目的が市道拡幅工事の代替地ということで、譲渡人は 3 件とも〇〇〇〇さんです。1 番は R5.2 月受付除外案件です。譲受人は〇〇〇〇さんで、工事個所が車庫の部分にかかるため代替地として申請するものです。2 番は譲受人が〇〇〇〇さんで、工事個所が住宅部分にかかるため、代替地に曳家するために申請するものです。3 番は譲受人が〇〇〇〇さんで、塗装作業場に工事個所がかかるため、代替地に曳家するために申請するものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号 4 番です。

R4.12 月受付除外案件です。譲受人は〇〇〇〇さんで、現在家族と同居していますが、来年入籍の予定があり、結婚後は独立した住居を構えたいと考えておりました。結婚後も仕事を続けていく予定なので、子供が生まれた際には、両親に預

けることが出来る範囲での土地の取得を希望しており、両親の住宅の近くで土地を取得したく家族に相談したところ、以前から売買の話があった住宅前面の申請地を勧められたものです。現在家族が所有している車の車庫として利用している建物が、2階を住居として十分利用できる状態であったことから、申請地に曳家して住居とする計画です。家族が利用している進入路が3m弱しかなく冬場は除雪しないと通行できず、夜も暗くて大変危険なため家族所有の住宅への進入路としても一部利用するものです。

農地区分は用途地域のため1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 4番目の案件は、いろいろな部分として転用するが、地目は宅地になるのか。

事務局 すべて宅地の一部なので、地目は宅地になると思われま

〇〇委員 宅地になるなら、あれこれ細かい内容は説明しなくてもよいのではないかとちょっと思ったもので。

事務局 転用面積というのは、必要面積のみを認めることになっており、曳家する部分のみの説明ですと、その部分のみの面積になってしまいます。なので、必要な部分はそれぞれどうして必要かを説明する必要がでてきます。県への説明はそうだとしたとしても、この場ではそこまで細かい説明は必要ないのかもしれないので、今後考えたいと思います。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 3 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 7 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、51 件・107 筆の申請がありました。面積は、田 164,983.94 m²、畑 469 m²で計 165,452.94 m² です。

1～2 番は、だんなさんが亡くなられたこともあり、お二人の方に作っていただくことになったものです。面積はそれなりにあるのですが、形も三角形の不整形で段差もあるということもあって、0 円設定になっています。

5～10 番は実際には貸して、今回貸し変えということになるのですが、書類上は新設定となります。5～6 番は仲間田であり、家を挟んで隣接しているということもあり一緒の設定になってるのかと思います。9～10 番はそれぞれ法人と個人が耕作していたのですが、今回同じ法人に預けることになり一緒にでてきたものです。

12 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。

この中で 24 番は畔が含まれていてかなり狭いということで、お隣の農地と仲間田になっていることもあり 0 円設定となっています。

29～30 番も一部仲間田のようになっておまして、生育も良くない土地でもあるということで 0 円設定となっています。流動化率は前回より微増の 59.62%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 1 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 1 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 1 件の申請がありました。
受付番号 1 番です。
願出者は〇〇〇〇さんで、譲受人は任意の団体の代表者〇〇〇さんです。

これまで転作も含めて地元で営農活動をしていただいているのですが、ずっと機械を組合員さん個人の農機具格納庫や納屋に預かっていただいているような形で今日まできておられるようで、このたびテント型の耐久力のある農機格納庫を整備したいということで、トラクターやコンバイン計 10 台を格納するために申請されたものです。ただ、任意の団体でありますので、団体名で申請することができないため、代表者個人の名前で申請となっております。

こちらは農業用施設ということで、さきほどの住宅のような農業用以外のものと農振農用地から除外する必要があるのですが、農業用施設の場合は、除外の手続きではなく用途を農業用施設に変更するという軽微な変更をすることにより転用が可能となります。手続き的には除外よりも簡単に行えて、転用までの期間も 4 か月ほど短くなります。

近年よくあるのが、以前は個人で営農していて自分の納屋や車庫にコンバインとかの機械が入っていたのだが、その後

営農に集約されて機械とかを処分されますと、建物自体は変わらないのですが営農用ではなくなってしまうということで、厳密な言い方をすると不法の建物になってしまいます。そういった場合はそうなった時点で速やかに宅地にするとか、もしくは農地に戻すとかいう処置が必要なのですが、意外とそういうものが多く残っていてその後の処理に困るといふ相談が結構あります。ちょっと余談になってしまいましたが、今回の案件はそういう個人のものとは違いますので、今後転用申請が出されることとなります。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

〇〇委員 最後に言われた件についてですが、我々のところは大区画のときにチェックしてあるんだけど、大区画をやっていないところについて現実には農業委員としては何かしないといけないのか。

事務局 今回の案件で言えば、各個人の家にある農機具を新たに転用して建てる農機具格納庫に 10 台集約すれば、その 10 台分空くわけですよ。そこを農作業の場所だとか農業用に活用されていけば当然農業用と認められるのですが、そうでなければ申請とか考えなければいけないかもしれないです。ただ、時代の変化と情勢の変化等ありますので、その時に適切な対応をしていただいて、もしそういう情報があればご指導をいただければと思います。

〇〇委員 〇〇〇〇のときに、昭和 30 年代の 1 反田の区画のときの車庫が全然宅地になっていなかった。今言われたように 10 台が 1 台になるのに、結構宅地がそのままある。区画担当のほうで対応されるのかと思っていたがそれでいいのですよね。

事務局 分かっててわざとやっている方はほぼいらっしやらないと思います。そういうことがあるとご存知ないだけだと思うので、こういうことになっていくんだよ、法律上はこうしないといけないんですよということもどこかの場面でお話していただければ、自分のところがどうなっているのかまた確認することにもつながるかと思います。皆さんもまずは自分の周りがどうなっているかを確認いただくといろいろ散見される

かもしれません。何かあれば是正なり復旧なりしてほしいと思います。

議長

ほかに、ご質問、ご意見などございますか

(特になし)

議長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第2号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回23件の届出がありました。
面積はすべて田で48,633.94㎡です。
受付番号1番は、5条申請をするために合意解約したものです。

受付番号2～3番は、中間管理機構を通さずに個人間の委託に変更するために合意解約するものです。

受付番号4～11番は、中間管理機構を通さず、担い手も変更するために合意解約するものです。

受付番号12～17番も、中間管理機構通しに変更するために合意解約したものです。

受付番号18～22番は、担い手を変更するために合意解約したものです。

受付番号23番は、3条申請をするために合意解約したものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 個人情報の取り扱いについて
- ・ 新任農業委員等研修会の出欠について
- ・ 農業委員名簿議席順（最新版）の配布
- ・ 地区担当の変更について
- ・ 次回総会后懇親会について

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和 5 年 9 月 6 日 (水) 午後 4 時から、場所は南砺市役所 302 会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 28 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長